

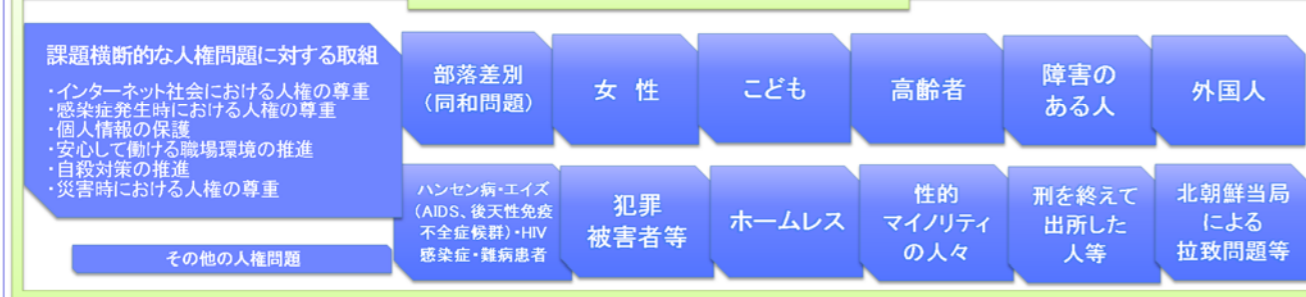
京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画

〔目標〕 人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

- 府民一人ひとりが
 - ・ 相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること
 - ・ それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること。
 - ・ 生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること。
- 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること。
- 人権に関する相談に的確に対応するものであること。

社会における様々な人権問題



総合的かつ計画的な人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進の基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発
- ⑤ 多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等

効果的な手法による人権教育・啓発の推進

指導者の養成

人権教育・啓発資料等の整備

つながり支え合うためのしくみづくり

調査・研究成果の活用

相談体制の整備

様々な相談窓口とその相互連携

- 相談体制の現状
- 相談機関相互の連携・充実

相談窓口の周知及び工夫

- ・ 人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」における専門相談機関の一層の周知
- ・ 相談手法や時間・場所の工夫、プライバシー保護の徹底等、相談体制の整備

計画の推進体制

- 全庁的な推進本部を設置し、関係部局の連携により総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係の構築
- 市町村における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、企業、NPO等多様な主体の協働により計画を推進
- 毎年度、実施方針を定め、施策の実施状況を評価し、以後の施策に反映

京都府人権尊重の共生社会づくり
施策推進懇話会による評価、
施策の点検

京都府文化生活部人権啓発推進室

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-4271 FAX 075-414-4268 京都府ホームページ URL <https://www.pref.kyoto.jp/jinken>

《概要版》

京都府人権尊重の共生社会づくり 施策推進計画

～人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会をめざして～

2026年（令和8年）3月

京都府

- 京都府では、2022年(令和4年)12月に改定した「京都府総合計画」において、2040年に実現したい京都府の将来像の一つとして、「誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、『人と地域の絆を大切に共生の京都府』」を掲げ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、全ての人が地域で『守られている』『包み込まれている』と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくり」の実現に向けた様々な取組を推進しています。
- しかしながら、人権問題の生起がやむことはなく、特に、近年の急速な情報通信技術(ICT)の進展に伴うインターネット上の人権侵害については、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、被害者の救済を図る施策の一層の推進が強く求められる実情にあります。
- そのため、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことができる人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを決意し、2025年(令和7年)4月に「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を施行しました。この条例に基づき、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施していくため、基本的な考え方や人権尊重の共生社会づくり施策の目標等を定めた推進計画を策定しました。

計画期間

2026年(令和8年)4月から2036年(令和18年)3月まで

計画の目標

「京都府総合計画」において2040年に実現したい京都府の将来像として掲げた、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人と地域の絆を大切に共生の京都府」の実現に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

【計画の目標実現に向けた基本的な考え方】

- 府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること
- 府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること
- 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること
- 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること
- 人権に関する相談に的確に対応するものであること

人権尊重の共生社会づくり施策の推進に関する基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発
- ⑤ 多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備

計画の推進体制等

- 京都府における全庁的な組織である「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進本部」により、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的に計画を推進
- 国、市町村をはじめ、公共団体、企業、NPO 法人等の民間団体等との連携が不可欠であり、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指し、オール京都体制で人権尊重の共生社会づくりを推進
- 市町村の人権教育・啓発施策等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、市町村と連携した効果的な啓発活動を推進
- NPO 法人等による住民の自発的な社会貢献活動が行われやすい環境整備に取り組むとともに、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進
- 啓発資料や研修について、国、市町村、民間団体等と連携・協働した取組を推進するとともに、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」において、その整備・充実を推進
- (公財)世界人権問題研究センターとの連携・協力を進め、より効果的な教育や啓発の手法等について調査・研究を推進
- 毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定。施策の実施状況を取りまとめ、以後の施策に適正に反映できるよう、外部有識者で構成する京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会において、評価を得ること等により施策の点検、計画のフォローアップを実施

人権問題の現状等と取組の方向

- 人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきもの
- 人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、誰もが、差別・排除の対象とされることがなく社会参加していくという視点と、自分自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点が重要
- 全ての人が自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるよう、様々な機会をとらえた情報発信、広報・啓発をはじめ、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大や交流の取組を進め、人権尊重の共生社会を実現

<課題横断的な人権問題に対する取組>

インターネット社会における人権の尊重

- インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であり、人権に関する正しい理解と認識を広げ、誰もが安心してインターネットを使い、安全なコミュニケーションができるよう、府民一人ひとりの情報モラル及びICTリテラシーの向上を図る取組の推進
- 個別の人権問題に対する府としての姿勢や考え方を発信するほか、国、市町村、関係機関等が連携した取組を行い、人権侵害の未然防止や被害の回復につながる取組の推進
- 悪質な情報発信に対しては、表現の自由には十分配慮しながら、府内市町村や他都道府県等と連携し、法務省やプラットフォーム事業者等に対し削除要請を行うとともに、自らの権利を侵害された特定の個人や団体が必要な手続を行えるよう相談体制の整備を推進

感染症発生時における人権の尊重

- 感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵す許されない行為であり、絶対に行わないようにすること等の呼びかけや、憶測やデマに惑わされず正確な情報に基づき冷静に行動することなどの啓発活動の推進
- 差別やいじめ等にあわれた方が、それぞれの状況に応じた必要な相談ができるよう、こころの相談や心理的ケアに関する相談窓口、京都弁護士会と連携した人権問題法律相談など、相談窓口の広報・周知を行うとともに、関係機関や民間団体との連携を進めるなど、相談体制の整備を推進
- 感染症に関する人権問題はこれにとどまるものではなく、さらに、今後、新たな課題が発生する可能性もあることから、関係機関が協力・連携して必要な施策の実施

安心して働ける職場環境の推進

- 府内企業の経営者や管理職等に対する研修などによる意識啓発やアドバイザー派遣など、ハラスメント対策の取組が進むよう支援の実施
- オール京都で仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組の推進
- 誰もが働きやすい労働環境の実現に向けた取組や、人権教育・啓発の推進
- 人権デュー・ディリジェンスの導入・実践など、企業活動における人権尊重の取組の促進を図れるよう人権教育・啓発の推進

個人情報の保護

- 個人情報の保護に関する法律を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進
- 身元調査の問題に対する啓発の推進
- 本人通知制度をさらに有効なものとしていくため、登録者数の増加に向けて、制度の目的や効果等の周知を図るなど、市町村支援の実施

自殺対策の推進

- 京都府自殺対策に関する条例に基づき、総合的かつ計画的な自殺対策の推進
- 府民の理解促進のため、「京都いのちの日」等において集中的な広報・啓発活動等の実施
- 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人材の確保・養成
- 市町村や関係団体等との連携のもとに、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談・支援体制や、自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の充実とともに、自殺未遂者や自死遺族等に対する適切な支援を行うための必要な施策の推進

災害時における人権の尊重

- 市町村と連携して避難所環境の整備を進めるとともに、避難所の運営体制を確保するなど、要配慮者を含む全ての人が安心して過ごすことができる避難所の体制整備の推進
- 市町村における個別避難計画の作成を支援するとともに、保健所や市町村、医療機関や福祉施設等と連携した訓練の推進
- 災害後の救済・復旧・復興の全過程において「人権の主流化」を進めるとともに、男女共同参画の視点からの取組の推進
- 風評被害の防止に向け、未然防止又は影響の軽減を図るとともに、災害発生時に的確な行動をとるための普及・啓発の実施

<個別の人権問題に対する取組>

部落差別（同和問題）

- 特別法による対策事業終了後、地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、偏見や差別意識を解消し、部落差別を解決するための歩みを促進
- 部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深めることによって、あってはならない偏見や差別意識を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会における人権教育・啓発の充実
- インターネット上の人権侵害の実態把握に努めるとともに、同和地区に関する識別情報の摘示等、特に悪質なものについては、部落差別は許されないとの認識のもと、削除要請を行うなど、必要な教育及び啓発、相談体制の整備を推進
- 社会福祉施設として位置付けられている隣保館が、幅広く活用されることが重要であり、市町村と十分連携を図りながら、必要な施策を適切に実施するなど、課題解決に向けた取組の推進

こども

- こどもは「今を生きる市民」として、ひとりの人間としてもつ権利を認めるとともに、社会全体でこどもの育つ環境の整備が必要
- 虐待の未然防止、虐待を受けたこどもの迅速かつ適切な保護及び心理ケアなど、こどもが安心・安全に暮らすための取組の推進
- いじめ、暴力行為、児童ポルノ等について、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した組織的な取組の推進
- 不登校のこども一人ひとりの状況に応じた支援や相談体制の整備を推進
- 全てのこどもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた取組を推進
- ヤングケアラーについて、関係機関と連携し、一人ひとりのこども・若者の状況に合わせたきめ細かな寄り添い支援の実施

障害のある人

- 障害の有無にかかわらず、全ての府民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、取組の推進
- 障害のある人の「完全参加と平等」を実現するため、対話と調整を図りながら誰もが取り残されない社会に向けた環境整備の推進
- 障害の社会モデルに基づき障害のある人の人権への理解を深めるための啓発の推進
- 虐待を受けた人の保護・自立支援、養護者・家族介護者への支援、介護負担の軽減等の取組の推進
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づく障害のある人等が暮らしやすいまちづくりの推進や、相談体制の整備、人権侵害の防止への取組の実施
- 障害のある人の雇用についての取組の推進

女性

- 性別による固定的役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用機会や待遇、性に起因する暴力などの問題が存在しており、社会における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況
- 京都府男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、様々な分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援など関係機関と連携した取組の推進
- 府内企業の管理職等へのハラスメント対策の研修を行うなど、労働法令の周知及び人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、相談や被害者支援の取組を推進

高齢者

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一層の推進
- 虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護や生活を支える弾力的な仕組みづくり及び養護者に対する支援を行うため、市町村の取組への支援
- 家族介護者の支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず、社会の支え手や地域活動の担い手として活躍できるよう、雇用・就業機会の確保など、社会参加の支援
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づく社会環境整備や、相談対応、啓発の推進

外国人

- 多文化共生社会の実現に向け、異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりの推進
- （公財）京都府国際センター、市町村、国際化協会やNPO 法人等と協働して、外国人住民等への生活情報の提供や生活相談、日本語教育の取組の推進
- 外国人住民等に関する災害時支援体制の構築など、外国人住民等と共に暮らす地域づくりのための取組の推進
- ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、「ヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」の運用とともに、民間施設への広報・周知を図り、ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進
- 国、市町村、民間団体等と連携し、被害回復に向けた相談体制の整備を推進
- ヘイトスピーチは許されないとのメッセージの発信など人権教育・啓発の推進
- インターネット上のヘイトスピーチ対策について、市町村と連携・協働した実態把握や問題ある投稿への削除要請等の取組の推進

ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV 感染症・難病患者等

- 患者が適切な医療を受けられるよう、療養環境の整備に加え、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るための取組を引き続き推進
- ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一刻も早く解消するための啓発活動や、生活全般に関する相談支援の実施
- エイズ患者・HIV 感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組の推進。学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及
- 難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、人権侵害の防止や相談支援の取組の推進

ホームレス

- ホームレス特措法に基づき、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策の総合的な推進
- 生活困窮者自立支援制度の実施主体である府内各市と連携を図りながら、個々のケースやそれぞれの背景に応じた自立支援の推進

刑を終えて出所した人等

- 国におけるハローワーク等を通じた総合的就労対策の他、京都府における自立就労サポート支援の実施
- 刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題等

- 国や市町村とも連携して、写真パネル展等の開催や広報媒体を活用して拉致問題の周知・啓発活動の推進
- 帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制づくりの推進

「全ての人が人権の享有主体である」との認識を深める人権教育・啓発の推進

- 人権教育・啓発の推進に関する基本方針に基づき、さまざまな場や機会を通じて人権について気づき、考え、行動することができるよう、「多様なきっかけづくり」となる取組を推進
- アプローチの視点（普遍的・個別的）や親しみやすいテーマ設定などの創意工夫により、地域の実情に即した取組を進め、人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても多様な媒体を活用して取組を推進
- 人権教育・啓発は人々の心の在り方に密接にかかわるため、その自主性を尊重し、幅広い理解と共感を得られるよう取組を推進

犯罪被害者等

- 犯罪被害者等には、直接的な被害だけでなく、心身の不調、司法手続等の精神的・時間的負担、プライバシー侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害の問題が存在
- 犯罪等発生直後の直接支援活動、公費負担制度、オンラインカウンセリングの導入など、支援の充実と適正な運用
- 京都府犯罪被害者等支援調整会議を中心として、ワンストップで支援を提供し、犯罪被害者に寄り添った切れ目のない支援の推進
- 民間支援団体との連携による取組の推進とともに、京都SARAにおいて、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図る取組の推進
- 各種支援制度の周知、府民理解の促進

性的マイノリティの人々

- 多様な性に対する府民の理解を深めるため、市町村、関係機関等と連携し、学校、職場、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の推進
- 企業をはじめ市町村、関係機関に性的指向及びジェンダーアイデンティティに関係なく制度やサービスが利用できるよう働きかけの実施
- 家庭や地域、職場等で必要な情報や知識が得られるよう、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」などを活用した啓発の推進
- 国、市町村、関係機関等の相談窓口についても一体的に周知を図る等、相談体制の整備を推進

様々な人権問題

（アイヌの人々）

- アイヌの人々の民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進

（婚外子）

- 婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないように、啓発の推進

（識字問題）

- 国の動向も踏まえ、各人権問題の状況に応じた取組の推進

あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園

- 保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたり豊かな人間性をはぐくむ基礎を培う大切な場
- 家庭や地域と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動の推進
- 全ての職員が高い人権意識を持ち実践できるよう研修を通じた認識の深化、指導力の向上

地域社会

- 地域社会は、人々との交流を通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場
- 府民が人権を身近なものとしてとらえ、誰もが主体的に社会に参画し行動しようという機運の醸成
- 公民館、隣保館等を拠点とした多様な学習機会の提供を支援
- 社会教育関係職員の資質向上を図る研修の充実
- 視聴覚ライブラリーの充実、広報周知等の利用促進
- 学校教育との連携・協働、ボランティア活動や多様な体験活動等、こどもが地域で学ぶことができる機会の充実

企業・職場

- 企業・職場は、その活動等を通じ、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在
- 人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報管理の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう役員等を対象とした人権教育・啓発を充実
- 企業・職場での人権侵害の防止や、能力・適性のみを基準とした公正な選考採用の徹底、企業内人権啓発推進員の設置促進、企業・職場における人権意識高揚のための取組を支援

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

- 人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進し、「ビジネスと人権」の取組に関し、幅広い企業において人権研修が行われるよう支援

教職員・社会教育関係職員	○教職員：各学校や京都府総合教育センター等における研修、教職員の主体的な研修などを通じ、こどもへの愛情や教育への使命感、人権意識高揚、指導力向上のための取組の推進 ○いじめ、体罰、性被害への認識を深め、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成 ○スクールカウンセラー等の専門家との協働等による教職員の資質向上 ○私立学校や大学等の教職員についても、人権意識高揚の要請や研修等の実施 ○社会教育関係職員：地域社会における人権教育に関する認識の深化と、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の充実
医療関係者	○医療関係者には、プライバシーへの配慮など人権に対する深い理解と認識が必要 ○医療従事者を養成する学校等や医療関係団体に対し、人権教育・啓発の充実を指導・要請 ○京都府医療安全支援センターによる人権に配慮した対応の指導等の実施
保健福祉関係者	○施設等での虐待事案の状況等も踏まえた保健福祉関係者に対する人権研修の充実 ○市町村や関係団体等における保健福祉関係者への人権研修の充実の支援 ○保健福祉関係職員を育成する学校等や研修機関に対する人権教育・研修の充実に向けた指導・要請
消防職員	○府立消防学校の課程における人権に関する講義での人権に関する正しい知識の修得 ○被災者や患者の人権尊重、プライバシーの保護等、人権意識高揚のための教育の充実
警察職員	○警察職員の採用、昇任時の研修等様々な機会に「職務倫理の基本」に重点を置いた教育の実施 ○基本的人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させる各種教育を実施
公務員	○府職員：人権条例や本計画の周知・徹底。職務に応じた人権研修の推進。職場研修や自己啓発の支援 ○市町村職員：指導者養成研修会等の実施、各種情報提供等により、人権意識の高揚の支援
メディア関係者	○府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努め、常に人権に配慮した報道や情報発信等が行われるよう周知・啓発の促進

学校

- 教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）」等と協働し、こどもの人権をめぐる実態に適切に対応しながら、一人ひとりを大切に教育を推進
- 児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的な人権学習を充実し、また、人権尊重の共生社会づくりに参画する意欲を高め、自分も他者も尊重する心をはぐくむことなどを旨として、時代の変化に的確に対応した人権学習を実施
- 学校での研究実践、学校間で共有するための教材作成等を通じた人権教育の充実
- 児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己肯定感や自己有用感を高めるため多様な体験機会の充実
- 児童生徒が安心して楽しく学べるよう、人権尊重の精神に基づく学校づくりを推進し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、体罰根絶に向けた取組を推進

家庭

- 家庭は全ての教育の出発点であり、人間形成の基礎をはぐくみ社会性を育てる上で重要な場
- 関係機関職員への研修等による資質向上や、保護者自身が学ぶための学習機会の充実・情報の提供、交流・相談できるネットワークづくりにより家庭教育を支援
- 家庭内における人権侵害の発生を未然に防ぐための相談活動機能の充実。家庭支援総合センターやその他機関の専門性を生かし、学校や市町村等との連携をより一層強め、相談体制の整備を推進。

効果的な手法による人権教育・啓発の推進

指導者の養成	○指導者を養成する研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動の支援
人権教育・啓発資料等の整備	○専門的な研究や、実践的な学習活動の成果を踏まえ、対象者の年齢等の状況や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等の開発・作成
つながり支え合うための効果的なしくみづくり	○人権教育・啓発は、幼児から高齢者まで、幅広い年齢、様々な立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施 ○発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら人権教育の推進 ○身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを活用した人権啓発の推進 ○人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を活用し、学校、地域、家庭、職場等で人権教育・啓発ツールが利用できるよう、各種支援ポータルサイトとも連携しながら、コンテンツの制作や更なる資材の充実 ○人権強調月間（8月）、人権週間（12月）等に集中的かつ重点的な取組を行うほか、人権啓発イメージソングの活用や各種イベント等による社会的気運の醸成 ○対象者が主体的・能動的に参加できる手法を取り入れ、府民が身近な問題として親しみの持てる内容となるよう工夫
調査・研究成果の活用	○（公財）世界人権問題研究センター等による調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及 ○人権尊重の理念を現実社会で実践していくための方法論等の研究が推進されるよう研究機関に要請

相談体制の整備

様々な相談窓口とその相互連携	○府の人権にかかわる様々な相談機関をはじめ国や都道府県、市町村、弁護士会等との相互の連携・協力を図り、どの相談窓口からも適切な相談対応につなげられるよう、オンライン相談や多言語対応の検討も含め、相談ネットワークの強化の推進 ○法務局等の国の機関、人権擁護委員や市町村職員も対象とし、相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会を実施することなどにより、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応
相談窓口の周知及び工夫	○相談窓口に関するわかりやすい情報の提供のため、京都府内の人権相談窓口を人権問題ごとに掲載したパンフレットの作成や、府民だより、府ホームページを活用し相談・支援に関する制度や各種相談・支援機関の情報の積極的な提供の実施 ○人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」において、相談窓口の情報のほか、人権に関する知識や研修に役立つ情報などを掲載するとともに、SNS、新聞、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを活用し、京都府及び関係する専門相談機関の一層の周知を推進 ○府民が気軽に、安心して相談窓口を利用できるよう、相談手法や時間・場所を工夫するとともに、プライバシー保護の徹底や相談環境の配慮等、相談体制の整備の推進



みんな大切な
オンリー7

京都府人権啓発キャラクター
「じんくん」